

9.5 緑

9.5.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.5-1 に示すとおりである。

表 9.5-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、図9.4-1（p.134参照）に示す計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地内の植栽樹種の状況等を確認した。

調査は、平成 27 年 11 月 16～17 日、平成 28 年 7 月 5 日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 25 年 8 月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「「世田谷の土地利用 2011」（平成 25 年 5 月 世田谷区）、「せたがや i Map」（平成 28 年 7 月 15 日参照 世田谷区ホームページ）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(2) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.3 生物の生育・生息基盤 9.3.1 現況調査 (4)調査結果 5)植生の状況」(p.127 参照)に示すとおりである。計画地及びその周辺は、「市街地」の占める割合が多くなっている。

計画地及び南西側の砧公園には「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」が分布している。また、現地調査による計画地内の現存植生の状況は、図 9.3-2 (p.129 参照)に示すとおりである。計画地内の植生は、植栽樹群(落葉広葉、常緑針葉、常緑広葉、混交)が外周部及び苑内に広く分布しており、苑内中央北側のグラスアリーナ内にはシバ群落が見られる。また、東側には人工構造物が存在している。

公苑内には落葉広葉樹、常緑針葉樹、常緑広葉樹等が植栽されており、外周部及び武蔵野自然林にまとまった高木が生育している。武蔵野自然林は、樹高 10m のクヌギやコナラを主体とする落葉広葉樹林が保全されている。

イ. 緑の量の状況

計画地内の大部分は植栽樹群となっており、苑内の外周部及び武蔵野自然林にまとまった高木が生育している。また、グラスアリーナにはシバ群落が生育している。計画地における緑の面積は約 89,000m²であり、体積は約 920,000m³である。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.64 参照)に示したとおりである。計画地は、武蔵野台地の豊島台と呼ばれる洪積台地(武蔵野面)に位置している。計画地及びその周辺は、地盤高が T.P.+40m 前後の概ね平坦な地形である(計画地は T.P.+45m~48m 程度)。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.3 生物の生育・生息基盤 9.3.1 現況調査 (4)調査結果 6)気象の状況」(p.130 参照)に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和 56 年~平成 22 年)は、1,528.8mm、15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地の位置する馬事公苑は、昭和 15 年 9 月 29 日に開苑した日本中央競馬会が運営する馬術競技会場及び公園的施設であり、面積は約 191,000m²である。

苑内には東京ドーム約 4 個分を超える緑の敷地に、数々の馬関連の施設が整備され、雨天時でも競技、乗馬訓練が可能なインドアアリーナをはじめ、週末の馬術競技会で賑わうメインアリーナのほか、昭和 39 年の第 18 回東京オリンピック会場となったグラスアリーナには芝生が広がり、充実した馬術施設が整備されている。

馬事公苑は昭和 14 年に建設工事が着手され、建設工事に当たっては“昔からなる武蔵野の面影を残したい”という関係者の念願により雑木等が移植され、現在、苑内西側には落葉広葉樹の高木からなる「武蔵野自然林」が広がっている。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.64 参照)に示したとおりである。計画地は、主に「公園、運動場等」となっているほか、「事務所建築物」、「スポーツ・興業施設」、「倉庫運輸関係施設」及び「集合住宅」となっている。計画地北側には「集合住宅」や「独立住宅」、東京農業大学等の「教育文化施設」等があり、南側には「独立住宅」や「集合住宅」、「教育文化施設」である駒澤大学高等学校、陸上自衛隊用賀駐屯地や厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所等の「官公庁施設」、東側には「集合住宅」や「独立住宅」等、西側には「集合住宅」や「独立住宅」、用賀小学校等の「教育文化施設」等が立地している。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.5-2(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.5-2(1) 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。

表 9.5-2(2) 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
世田谷区みどりの基本条例 (平成 17 年世田谷区条例第 13 号)	(目的) 第 1 条 この条例は、世田谷区におけるみどりの保全及び創出並びに緑化地域における建築物の緑化率に関する制限の実施に関し必要な事項を定めることにより、みどり豊かな世田谷の実現に寄与することを目的とする。 (建築行為等に届出等) 第 26 条、次に掲げる行為を行おうとする者は、当該敷地又は区域に係るみどりの保全及び創出に関する計画書をあらかじめ区長に届け出なければならない。 (1) 150 平方メートル以上の敷地又は区域における規則で定める建築行為、開発行為その他の行為。 (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区における 250 平方メートル未満の敷地における規則で定める建築行為。 2 区長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、みどりの保全及び創出を図るため、必要な措置をとるよう要請することができる。 緑化基準。 (緑化基準) 第 27 条、建築行為等を行おうとする者は、規則で定める緑化基準を遵守するよう努めなければならない。 2 前条第 1 項の規定による届出に係る敷地若しくは区域内の土地又は建築物を所有し、又は管理する者は、前項に規定する緑化基準を遵守して、当該届出に係る緑化施設について、適切に維持管理するよう努めなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都等の計画等については、表 9.5-3 に示すとおりである。

表 9.5-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物（以下「在来種」という。）を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
世田谷区みどりとみずの基本計画 (平成 20 年 3 月 世田谷区)	みどりとみずの基本計画は、世田谷区みどりの基本条例に定める「みどりの保全および創出に関する基本計画」であり、都市緑地法に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。 世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針や環境基本計画その他、区のさまざまな分野別計画とも整合し、かつ連携を図る計画としている。 みどりとみずの基本計画を推進するため、みどりとみずの行動計画を策定し、世田谷区実施計画に反映する。

9.5.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(4) 予測手法

予測手法は、2020年東京大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地内は馬術競技会場及び公園的施設であり、苑内には植栽樹群（落葉広葉、常緑針葉、常緑広葉、混交）が外周部及び苑内に広く分布している。

事業の実施に伴い、これらの植栽樹群の一部が改変されるが、クヌギやコナラの落葉広葉樹を主体とした多様な植物の生育する武蔵野自然林や、常緑針葉樹、常緑広葉樹の広がる外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を行う計画としている。また、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。

事業の実施に当たっては、世田谷区みどりの基本条例（平成17年世田谷区条例第13号）における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たす計画としている。また、植栽内容については、苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。

以上のことから、既存植生の植栽内容の変化は小さいと予測する。

2) 緑の量の変化の程度

計画地内は馬術競技会場及び公園的施設であり、苑内には植栽樹群（落葉広葉、常緑針葉、常緑広葉、混交）が外周部及び苑内に広く分布しており、現状の緑の面積は約 89,000m²である。

事業の実施に伴い、苑内には植栽樹群（落葉広葉、常緑針葉、常緑広葉、混交）の一部が改変されるが、武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を行う計画としている。また、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。また、苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。

事業の実施に当たっては、世田谷区みどりの基本条例（平成17年世田谷区条例第13号）における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリ

アで約 49,700m²、南エリアで約 5,330m²、公和寮エリアで約 860m²とする計画としている。

したがって、計画地内の緑の面積は一部減少するものの、苑内で親しまれてきたウメ、サクラ、フジ等を含む高木等の植栽により新たな緑地が創出され、苑内に保全される植栽樹群が維持されることにより、緑の量の変化の程度は低減されると予測する。

9.5.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。
- ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。
- ・世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約 49,700m²、南エリアで約 5,330m²、公和寮エリアで約 860m²とする計画としている。
- ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・十分な植栽基盤(土壌)の必要な厚みを確保する。

9.5.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、法令等の緑化面積基準等とした。

(2) 評価の結果

事業の実施に伴い、計画地内の植栽樹群の一部が改変され、植栽内容及び緑への影響が生じる。事業の実施に当たっては、落葉広葉樹を主体とした多様な植物の生育する武蔵野自然林を保全するほか、常緑針葉樹や常緑広葉樹の高木がまとまって生育する外周部樹林帯を保全し、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。また、苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。

本事業では、緑化計画については地上部緑化等により世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化を満たす計画であり、北エリアで約 49,700m²、南エリアで約 5,330m²、公和寮エリアで約 860m²とする計画としている。また、新たに整備される緑地帯や四季の広場には、既存樹移植や新たな植栽を施す計画としており、多様な植栽を施す計画としている。

以上のことから、評価の指標は満足するものと考えられる。